

「前橋市建設工事の施工体制の適正化に関する要綱」及び
「現場代理人の常駐義務緩和措置に関する取扱要領」の改正について

1. 背景

将来にわたり建設工事の適正な施工が確保されるよう、社会経済情勢の変化に応じた規制の合理化により、技術者の効率的な配置を図るため、建設業法施行令を改正し平成28年6月1日から施行されることから、「前橋市建設工事の施工体制の適正化に関する要綱」及び「現場代理人の常駐義務緩和措置に関する取扱要領」を改正するものです。

2. 改正の概要

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の総額の下限について、建築一式工事にあつては4,500万円から6,000万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては3,000万円から4,000万円に、それぞれ引き上げます。また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について、建築一式工事にあつては5,000万円から7,000万円に建築一式以外の建設工事にあつては2,500万円から3,500万円に、それぞれ引き上げます。

現場代理人の常駐義務緩和については、工事現場ごとに専任で配置が必要な請負金額を基に兼任できる請負金額の合計を2,500万円としておりましたが、改正に併せて3,500万円に緩和するものです。

3. 新旧対象

1) 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要な建設工事

	旧		新
建築一式工事	下請契約金額の総額が 4,500万円	→	下請契約金額の総額が 6,000万円
建築一式工事以外の 建設工事	下請契約金額の総額が 3,000万円	→	下請契約金額の総額が 4,000万円

2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要な建設工事

	旧		新
建築一式工事	5,000万円	→	7,000万円
建築一式工事以外の 建設工事	2,500万円	→	3,500万円

3) 現場代理人の常駐義務緩和

	旧		新
兼任できる工事の当 初請負金額の合計	2,500万円	→	3,500万円

4. 施行日 平成28年6月1日